

令和6年度 事業計画

少子高齢化や経済の変化等に伴う貧困問題、地域コミュニティの変化による人間関係の希薄化等、多様化した地域課題への対応が一層求められています。こうした状況の中、人と人とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合い支え合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けて、住民の皆さんと共に地域福祉の推進に努めます。

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制の構築に向け、対象者の属性を問わない相談支援等を一体的に行うことができる体制を整備するため、社会福祉協議会においては、地域住民やボランティア、民生児童委員をはじめとする福祉関係者および福祉事業者、行政機関等と協力・連携を進めながら、引き続き支え合いの地域づくりの推進や伴走型の個別支援の充実に努めます。

介護サービスにおいては、引き続き支援を必要とする人の尊厳を尊重しながら、その人らしい生活を営むことができるよう、自立支援に資する質の高いサービスを提供するとともに、効率性や収益性も意識しながら福祉・介護の拠点として地域に貢献できる事業所、選ばれる事業所を目指します。

令和6年度も、地域福祉部門と介護サービス部門が一体的に支援体制を整えることができる社会福祉協議会の強みを生かし、部署を横断するワンチームで地域福祉の推進に取り組み、住民の皆さんのセーフティネットとしての役割が果たせるよう活動を進めます。

【全体目標】

「自分から一步前へ つながる・つなげる 地域ふくし」
～ ふだんの くらしの しあわせづくり～

- ・待ちの姿勢から、積極的に自分から一步前へ。複雑化・複合化した課題を掴みにいき解決に向かう姿勢へ転換する。
- ・“ふだんの”くらしの実現に向け、住民に信頼される一番身近な相談相手になり支援できる社協職員となる。

【部門重点目標および事業の内容等】

1. 地域福祉課

地域福祉課は、住民の皆さんが互いの暮らしぶりを緩やかに感じられる身近な地域で、「生きがいの実感」と「その人らしさを大切にした暮らし」を続けることができるようにするにはどうしたらよいかについて取り組んでいます。

孤立化と多様化するニーズへの対応が増す中で、社協が社会や課題の変化を把握し、

“地域の頼れる存在”となり、多様な主体が自発的で対等な立場で参加・共有・協議する場（プラットフォーム）を取り持つ役割が求められています。住民の皆さんの支え合いに寄り添い、役割や生きがい自発的に創出され、長期に渡り継続できるよう、対話的で伴走型かつ持続型の活動支援を行います。

また、社会福祉協議会は高齢者支援のイメージを持たれがちですが、昨今、若い世代からの相談や、多世代に渡る複合化・複雑化した課題の増加を感じます。こうした課題に対して、行政や関係機関と連携し、民間組織として柔軟な解決方法を提案しながら、社会資源の活用と地域の福祉力向上への働きかけを行います。

人と人、人と社会がつながり、多くの住民の皆さんが健康で幸せな生活を送れる地域共生社会を目指すと同時に、職員も地域で暮らす住民として生きがい・働きがいを感じられるよう、組織として引き続き取り組んでいきます。

【令和6年度 地域福祉課の目標】

地域の様々な課題に対して【ふだんのくらしのしあわせ】を“守る”“保つ”“作り出す”ことを意識して柔軟な視点・観点を持ち、課内だけでなく社協内での『横ぐし連携』を行う

◆相談機能の強化

◎信州パーソナル・サポート事業すこやかサポート事業（生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業）

小布施町においても、不登校や不登校傾向の児童・生徒が少なくないことや、保護者が精神疾患等で、就労困難であったり生活習慣が整わないことから子どもが学習に集中できず、将来貧困の連鎖につながる恐れのある家庭があります。生活困窮者に対するセーフティネットの充実を図りつつ、不登校・不登校傾向の子どもに対し、個別に学習・生活支援を行うことで、子どもの自立を促し、貧困の連鎖を断ち切ると同時に、子どもを糸口にした世帯への生活・就労支援へつなげていきます。学校や関係機関と連携し、地域の社会資源やネットワークを活用しながら、伴走型の個別支援を行っていきます。

◎緊急小口資金等特例貸付実施後の相談支援体制強化事業

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどして、一時的又は生活再建までの間に必要な生活費用が必要となった方に対して、令和2年3月から令和4年9月まで緊急小口資金等の特例貸付を実施しました。令和5年1月から償還が開始されましたが、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、県や県社協、県自立相談支援機関（生活就労支援センター“まいさぼ”）と連携し、生活再建に向けたフォローアップ支援を行います。

◎生活福祉資金貸付、くらしの資金貸付、金銭管理・財産保全サービス福、結婚支援センター、長野県安心創造ねっとへの参画、まいさぼ出張所、須高地域成年後見支援センター、須高地域自立支援協議会との連携

「どこに相談すればよいかわからない」、「どうすれば解決できるかわからない」等の困りごとや生活の不安、複合課題についての相談に対し関係機関と連携し、解

決に向けて伴走しながら支援する体制を整備します。また、地域に出向き、住民の皆さんの暮らしぶりに関わることで、早い段階でのニーズ把握に努めます。

◆支え合いのまちづくりの推進

◎移動・外出支援、生活支援に関する協議・活動創出

住民主体の支え合いによる移動外出支援は、生活支援コーディネーターが問題提起を行いながら、令和4年度から話し合いを行い、令和5年度に有志の会を「えべさの会」と名付け、テストイベントを実施してきました。今年度は更に歩みを進め、移動外出・付き添い支援の活動をスタートさせます。

えべさの会では、“足としての移動外出支援”に加え、安全に外出するための付き添い支援や、関わる中から見えるちょっとした生活の困りごとの支援（生活支援）にも取り組むと同時に、活動者の役割や生きがいづくりにもつなげます。

行政や社協のサービス、タクシー事業者による移動手段に加え、支え合いによる仕組みが加わることで、社会資源が充実し、持続可能で豊かな人生を送れることを目指すと共に、高齢になったり障がいがあっても安心して暮らせる、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

◎第1層・第2層協議体の立ち上げ

年齢や障がいの有無等に関係なく、一人ひとりの個性や存在を認め合い、お互いが支え・支えられる仕組みづくりを、生活支援コーディネーター中心に推進します。互いの暮らしぶりがわかる互助の関係性を活かし、住民が主体的かつ継続的に活動できるよう伴走します。自治会・コミュニティ単位の支え合い（第2層）から全町単位（第1層）まで支え合いの仕組みが広がるよう、協議体づくりに取り組みます。

社会資源の実態調査を進め、生活支援を支える仕組みの“見える化”を行います。また、充足している資源については今後の継続を、不足し必要とされる資源については、前述の第1層第2層協議体や住民の皆さんと協議し、関係機関を巻き込みながら整備を進めます。

◎福祉教育・福祉出前講座

「福祉は高齢者や障がい者、生活困窮者のような弱い立場の人を助けること」という考え方から、“我が事・丸ごと”の視点で「人を幸せにすること」と同時に「自分も幸せになること」ととらえ、社会や人のつながりを大切に、誰もが最後まで自己実現に向けて取り組み、互いに認めあう福祉観が地域に醸成されることを目指し、住民の皆さんを対象とした学びの機会を設けます。

幼保小中一貫教育を目指す“小布施学園コミュニティ・スクール”との連携や“まちづくり委員会”等の話し合いに参加し、地域福祉の推進に引き続き関わっていきます。

◆ボランティアセンター事業の拡充

◎ボランティア活動の地域で活躍する担い手の発掘と住民同士の支え合い、ボランティア活動の活性化

コロナ禍によるボランティア活動の縮小を経て、ボランティア活動者の顔ぶれに

変化がある中、支える側と支えられる側が、ボランティア活動を通じて喜びと生きがいを感じられる“ぐるり”の関係性づくりや活動の継続とつながりづくり、新たな活動創出を支援します。

ボランティアセンターが中心となって令和5年度末に開催したコーヒーボランティア養成講座からは、受講者が「自分の好きが誰かの笑顔になる」をキーワードに、自身の好きなことが周囲の喜びにつながるコーヒーサービスボランティアとして、活動の芽が生まれています。また、移動外出・付き添い支援「えべきの会」の活動創出にもボランティアコーディネーターが関わることで、運転や生活支援のボランティア活動にもつながっており、今年度は更に充実を図ります。

◎有償くらし安心サポート“福ちゃん” 福

地域にある困りごとや福祉ニーズを掘り起こし、登録いただいた提供会員のボランティア活動につなげ、地域で支え合う仕組みを推進します。

住民主体による支え合いの活動を推進させつつ、住民活動では困難な事例であったり関係機関との連携が必要なケース等については、ボランティアセンターのコーディネート機能を活かした支援の組み立てを行い、多様な支援やサービスを重層化させる仕組みを構築することで、ニーズに丁寧に寄り添った支援となるよう取組めます。

◆災害等に対する取り組み

令和5年度に作成した事業継続計画（BCP）を元に、災害時でも優先的な事業を速やかに再開できる体制と、災害ボランティアセンターがスムーズに開設・運営ができるよう準備を行います。

現在空白となっている日赤奉仕団の組織化については、日本赤十字社長野支部及び役場と協議を行っており、引き続き連携しながら進めます。

◆高齢者および障がい者、家族介護者等の支援の推進

（１）高齢者・障がい者等の社会参加やつながりづくりへの支援

生きがい福祉バス運行サービス事業

福祉車両貸出サービス事業福

ひとり暮らし高齢者交流事業

障がい者交流事業

（２）在宅生活への支援

介護保険利用料助成事業福

在宅介護支援金給付事業福

おむつ給付サービス事業福

家族介護者交流事業

※福=福祉基金を活用した事業

2. 介護サービス課

「できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることを支える」という地域福祉推進の使命が社協の介護サービスの原点です。今後も地域のニーズに応えるために必要なサービスを

実施する姿勢を大切にしていきます。在宅生活を支える視点で、介護サービス課と地域福祉課が一体的にワンチームとなり、また地域住民とも連携を図りながら、多様化しているニーズに対応できる柔軟なサービス提供を心がけます。

自立につながる質の高い支援を通して「生きがい」を感じていただける介護サービスを提供するとともに、効率性や収益性も意識し、地域に貢献できる、選んでいただける介護サービスを目指します。

【令和6年度 介護サービス課の目標】

「生きがい」を感じることができる介護サービスを提供し、「ふだんのくらしのしあわせづくり」につなげる

◆居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)

介護を必要とされる方へ、身体的・精神的な状況に合った適切なサポートを行い、「生きがい」を感じていただきながら自立した生活を送れるようケアマネジメントします。要介護・要支援認定を受けた本人・家族の意向を伺い、適切なサービスを利用できるよう、ケアプランを作成し、サービスを提供する事業所等との連絡、調整を行います。

身近な相談相手となり、地域の社会資源を活用し、地域に根差したサービスを提供します。積極的な情報収集と把握により地域のニーズに対して早期に支援につながるよう関係機関との連携も図ります。

◆訪問介護事業所(ホームヘルプサービス)

本人が住み慣れた場所で、自分らしく「生きがい」を持って暮らし続けることができるよう支援します。利用者の家庭を訪問し、入浴・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の生活介護を行います。また、介護保険制度では対応できない保険外(自費)サービスも設けています。

利用者本人の有している力をできる限り活かした支援をすることで、利用者および家族の家庭生活を支えるとともに、介護に限らない利用者周辺の生活ニーズに気づき、課題解決へつなぐことにより、利用者および家族の地域生活を支援します。

◆通所介護事業所(小布施町デイサービスセンター・デイサービスセンター花の里)

高齢者等の多様な社会参加と活動の場のひとつとして機能し、定期的な外出と交流の機会を日帰りのサービスで提供します。主な支援は、送迎、健康チェック、食事、入浴、レクリエーション活動等と、介護サービスに関する相談業務および関係機関との連絡や調整を行います。合わせて家族の介護負担軽減も図ります。また地域に開かれた施設を目指し、ボランティア活動の場や地域との交流を積極的に進めます。

個別性のある自立支援の一環として、個々のニーズに合わせたアクティビティや個別の機能訓練も提供し「デイサービスに来ることで元気になる」ことをサポートします。

自立支援と生きがい作りを念頭に置いた質の高い支援を通して「居心地が良い」と感じていただける事業所を目指します。